第八条第二項第一号中「十五人」を「四人」に改め、同項第二号中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

第二十八条に次の一項を加える。

4　指定知的障害児施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

第三十条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第五十三条第一項第二号イ中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改める。

第六十一条第一項第二号イ中「乳児又は幼児」を「乳幼児」に改め、同号イに次のただし書を加える。

ただし、三十五人以下の障害児を入所させる施設にあっては、更に一以上を加えるものとする。

第六十一条第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項各号に掲げる従業者のほか、指定盲ろうあ児施設において、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

第六十三条第二項第一号中「十五人」を「四人」に改め、同項第二号中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

第六十四条第一項中「映写」を「映像」に改め、同条第二項第一号中「十五人」を「四人」に改め、同項第二号中「三・三平方メートル」を「四・九五平方メートル」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　前二号の規定にかかわらず、乳幼児のみの一の居室の定員は、六人以下とし、一人当たりの床面積は、三・三平方メートル以上とすること。

第六十九条第二項及び第七十条第二項中「課する」を「行う」に改める。

第七十一条第二項中「おいて」の下に「、心理指導を行う必要があると認められる障害児五人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を」を加え、「課する場合には、」を「行う場合には」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（児童福祉施設最低基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設又は児童福祉法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る第一条の規定による改正後の児童福祉施設最低基準（以下「新基準」という。）第十九条第一号、第二十条第一号、第二十六条第一号又は第四十一条第一号（新基準第七十九条第二項及び第二条の規定による改正後の児童福祉法施行規則（以下「新規則」という。）第三十五条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際現に存する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は一時保護施設の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る新基準第十九条第二号、第二十条第二号、第二十六条第二号若しくは第三号、第四十一条第二号（新基準第七十九条第二項及び新規則第三十五条において準用する場合を含む。）、第四十八条第一項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）、第六十条第一項第三号（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第七十四条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

第四条　この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設には、新基準第二十一条第一項、第二十二条第一項、第四十二条第一項、第七十五条第一項又は第八十条第一項の規定にかかわらず、個別対応職員及び家庭支援専門相談員を置かないことができる。

2　この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間においては、一時保護施設には、新規則第三十五条において準用する新基準第四十二条第一項の規定にかかわらず、個別対応職員を置かないことができる。

第五条　この省令の施行の際現に乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設（以下この条において「乳児院等」という。）に置かれている家庭支援専門相談員に相当する者は、新基準第二十一条第二項、第四十二条第二項、第七十五条第四項又は第八十条第二項の規定にかかわらず、当該乳児院等における新基準の規定による家庭支援専門相談員となることができる。

（児童福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条　この省令の施行の際現に存する児童福祉法施行規則第三十六条の四第一項に規定する児童自立生活援助事業所の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る新規則第三十六条の九第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準の一部改正に伴う経過措置）

第七条　この省令の施行の際現に存する婦人保護施設の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第三条の規定による改正後の婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準第十条第四項第一号イの規定の適用については、なお従前の例による。

（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この省令の施行の際現に存する指定知的障害児施設又は指定盲ろうあ児施設の建物（建築中のものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に係る第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関する基準第六条第二項、第八条第二項、第六十三条第二項又は第六十四条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

（医療法施行規則の一部改正）

第九条　医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の三十三第一項第一号中「第四十八条第二号」を「第四十八条第二項」に改める。

（薬剤師法施行規則の一部改正）

第十条　薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号イ中「第四十八条第二号」を「第四十八条第二項」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第十一条　独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第十号イ中「第四十八条第三号」を「第四十八条第三項」に改める。